白老町下水道事業経営戦略

公 共 下 水 道 事 業 特定環境保全公共下水道事業

平成29年3月白老町上下水道課

目 次

1	i	経宮戦略策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	i	経営戦略策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	,	下水道事業の現況	2
4	;	現状分析と将来推計(グラフ・表) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	1.	. 人口と普及率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	2.	. 下水道使用料の調定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	3.	. 管渠延長と総事業費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	4.	. 地方債の償還と発行 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	5.	. 繰入金と収益的収支比率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	6.	. 汚水処理経費と回収率	9
	7.	. 特別会計歳入歳出内訳	10
	8.	施設整備費と公債費の財源 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
5	i	経営戦略	12
	1.	. 事業概要	12
	2.	. 経営の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	3.	. 投資・財政計画(収支計画)<説明> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	4.	経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	17
6	i	経営比較分析表	18
7	;	投資・財政計画(収支計画)<表> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20

1 経営戦略策定の趣旨

白老町は、生活環境の改善や海や川の水質保全を図ることを目的に、早くから下水道整備を進めてきました。その結果、下水道普及率が大きく向上し、住民の快適な暮らしを支える重要な生活基盤施設を築くことができました。

それとともに、処理場や管渠等の下水道施設の老朽化が進み、処理場はすでに平成 28 年度末で 43 年が経過し、管渠は最も古いもので 49 年が経過します。今後、標準耐用年数の 50 年を超える管渠が急増していくことから、こうした施設を資産として状況を把握、管理し、改築更新を見据えていくことが必要になります。

一方で、人口の流出や少子高齢化による人口減少が著しく、経済の低成長や省力化・ 節水型社会の進展(節水機器の普及等)とあいまって、排水需要の長期的な減少により 料金収入に大きな影響を与えつつあります。

こうした下水道事業を取り巻く経営環境は、今後一層厳しさを増し、限られた財源による独立採算制を原則とする公営企業として、将来にわたって安定的に下水道サービスを提供していく取り組みが求められています。

こうしたことから、持続可能な下水道事業を目指し、中長期的な視点に立って、より 強固な経営基盤を構築し、財政マネジメントの向上に取り組むための基本計画として、 「経営戦略」を策定するものです。

2 経営戦略策定の背景

総務省は、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成 26.8.29 付公営企業三課室長通知)により、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定することを各事業団体に要請しました。特に、資産の規模が大きく、住民生活に密着したサービスを提供する下水道事業については、公営企業会計を導入することが必要であるとしました。

さらに、「「経営戦略」の策定推進について」(平成 28.1.26 付公営企業三課室長通知)により、水道事業の高料金対策、下水道事業の高資本費対策に要する経費に係る地方交付税措置を講じるにあたって、平成 29 年度から「経営戦略」を策定することを要

件としました。これにより、この交付税措置を受けている本町の下水道事業は、平成 28年度中に「経営戦略」を策定することが必須事項となりました。

3 下水道事業の現況

本町の公共下水道(以下「公共」という)は、昭和42年、事業に着手し、昭和49年、白老下水終末処理場の稼動により供用開始しています。道内の市町村で15番目(町村で1番)に早く、事業開始から50年、供用開始から43年が経過しました。平成8年には市街化区域以外に設置される特定環境保全公共下水道(以下「特環」という)を開始しました。

本町の総人口は、24,500人を超えた昭和59年をピークにその後減少に転じ、平成29年2月末日現在17,610人となり、今なお減少傾向が続いています。

本町の下水道普及率は現在 91% を超える高い水準に達し、施設整備がほぼ概成していることから、計画区域等の規模縮小を行い、新設から改築更新・維持管理へ移行しています。管渠の布設については、特環が平成 24 年度に終了し、公共も平成 26 年度に終了しています。

平成 27 年度末現在の公共と特環を合わせた整備状況は、処理面積 779 ha(処理区域内人口密度 21 人/ha)、管渠延長 176.2km、下水処理場 1 箇所(白老)、中継ポンプ場 2 箇所(白老・萩野)、ポンプ設備 14 箇所です。

公共下水道事業特別会計における地方債元金償還は、平成31年度(620百万円)に ピークを迎え、地方債残高については、平成28年度末で7,046百万円、以後、年々減少し、今後10年で半減する見込みです。現在、会計に占める公債費(資本費)や施設整備費(建設改良費)を賄う一般財源として一般会計からの基準外繰入れが多く、町財政の大きな負担になっていることから、これを少しでも軽減していくことが課題となっています。

こうした財務情報を「見える化」し、施設の老朽化等に伴う資産の現状を把握するこが、財政マネジメントを向上させ、財政基盤を強化する第一歩となります。そのため、 平成32年4月1日より地方公営企業法を適用し、企業会計へ移行する方向で検討していきます。

(本書の内容構成等について)

経営戦略の策定と事業について概説し(上述のとおり)、以下、グラフ等により事業の現状分析と10年後までの将来推計を行ないました。グラフ等の数値は、公共と特環を合算しています。

続いて、経営戦略は、公共と特環の両事業が一つの特別会計であるため、一つの経営 戦略とし、総務省が定める「ひな型」の様式により作成しました。

最後に、経営比較分析表、投資・財政計画(収支計画表)をそれぞれ公共と特環に分けて登載しました。

4 現状分析と将来推計

1. 人口と普及率

5,000

H21

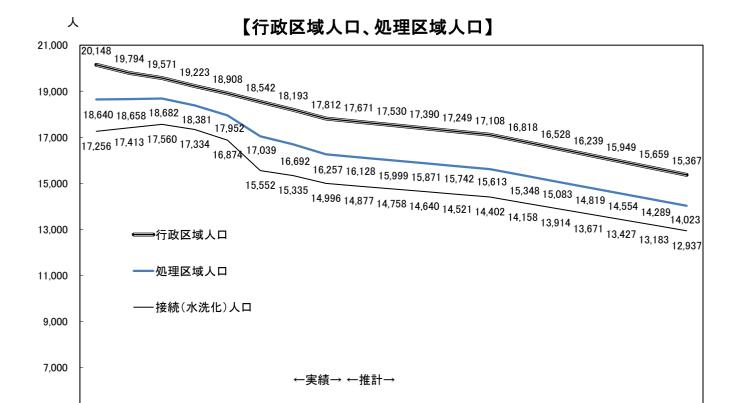
H22

H23

H24

H25

H26



◆行政区域人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値(H32年度17,108人、H37年度15,659人)を基に試算している。

H28

H29

H30

H31

H32

H33

H34

H35

H36

H37

H38

H27

【下水道普及率】

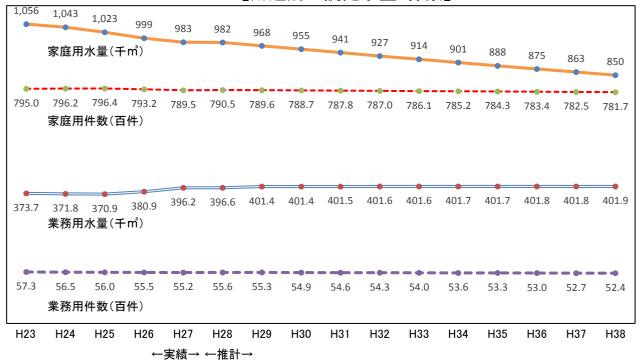
←実績→ ←推計→

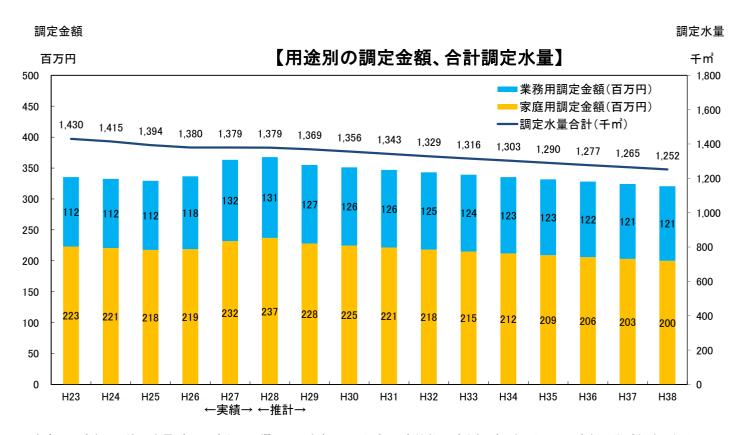
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
普及率(%)	92.5	94.3	95.5	95.6	94.9	91.9	91.7	91.3	91.3	91.3	91.3	91.3	91.3	91.3	91.3	91.3	91.3	91.3	91.3
接続(水洗 化)率(%)		93.3	94.0	94.3	94.0	91.3	91.9	92.2	92.2	92.2	92.2	92.2	92.2	92.2	92.2	92.3	92.3	92.3	92.3

◆処理区域人口及び接続人口の減少率は、平成28年度以降、行政区域人口の減少率と同様としたため普及率・接続率も一定となる。

2. 下水道使用料の調定

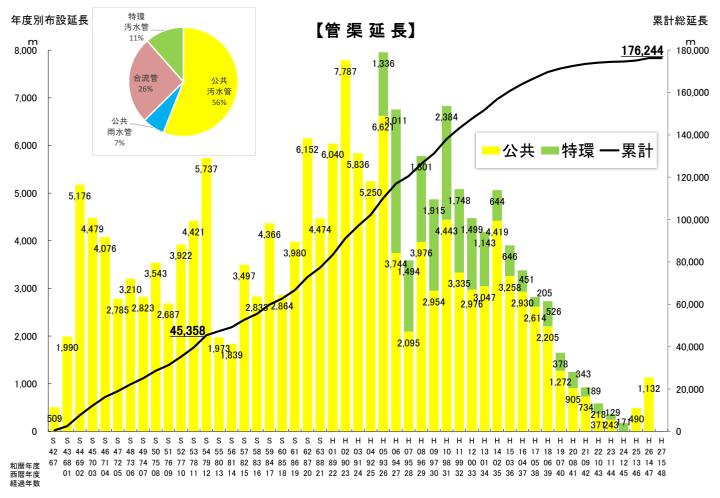
【用途別の調定水量・件数】

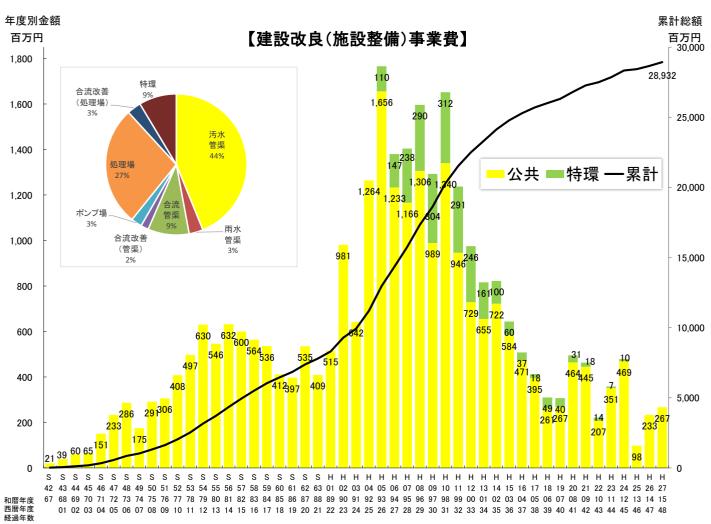




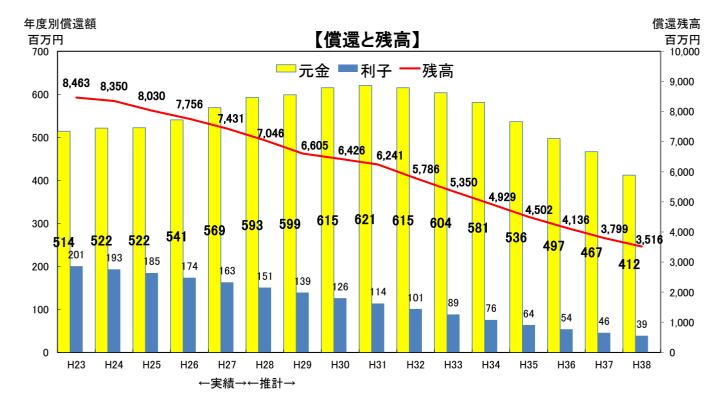
- ◆家庭用調定額は、使用水量が人口減少の影響により逓減しているが、調定件数の減少幅が小さいため、調定額は微減傾向となる。
- ◆業務用調定額は、食品工場等の稼働状況により安定した排水需要が見込まれるものの、調定件数と同様に調定額も微減傾向となる。
- ◆平成27年度の料金改定(8%引上げ)により、調定額全体が一旦増加している。

3. 管渠延長と総事業費

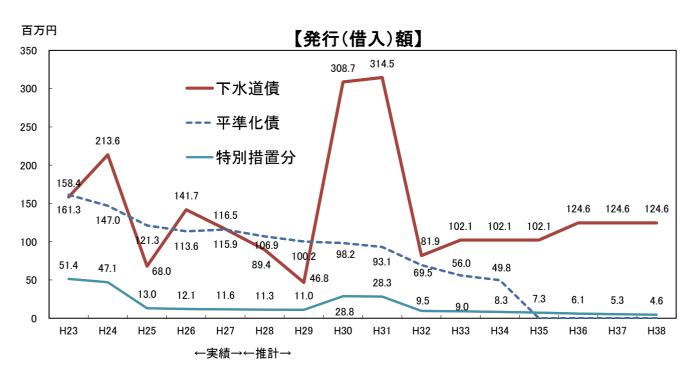




4. 地方債の償還と発行

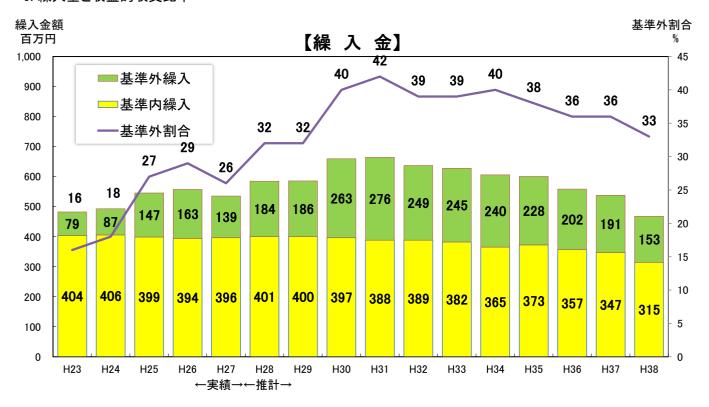


- ◆元金償還は平成31年度にピークとなり、以後減少に転じる。
- ◆償還残高は減少傾向が続き、今後10年で半減する。

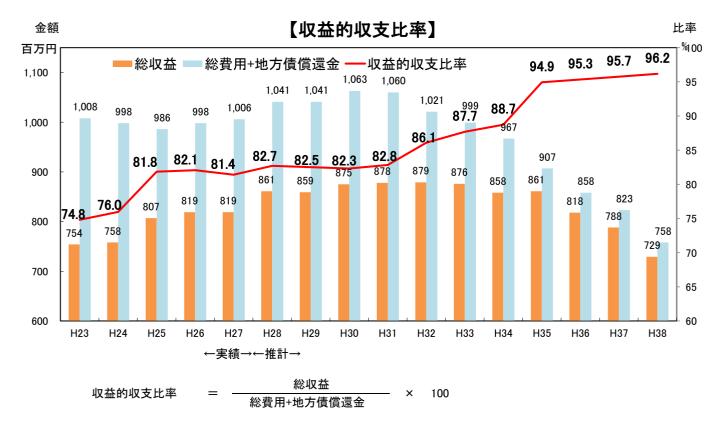


- ◆下水道債の発行額は、平成30、31年度に汚水処理施設共同整備事業(MICS事業)の実施により増加する。
- ◆平準化債は、下水道事業債の償還(30年)が管渠の減価償却(45年)に不足する期間(15年)で生じる資金不足を賄う。
- ◆平準化債の算定方法が平成28年度に見直され、資産ごとの平均耐用年数を用いて算定されるため平成35年度で終了となる。
- ◆特別措置分は、平成18年に雨水公費負担割合が見直され、平成17年度までの既発債の財政措置分(7割)とそれ以降分(3割)との差額を補償するもので、この既発債の償還終了までを起債対象としている。

5. 繰入金と収益的収支比率

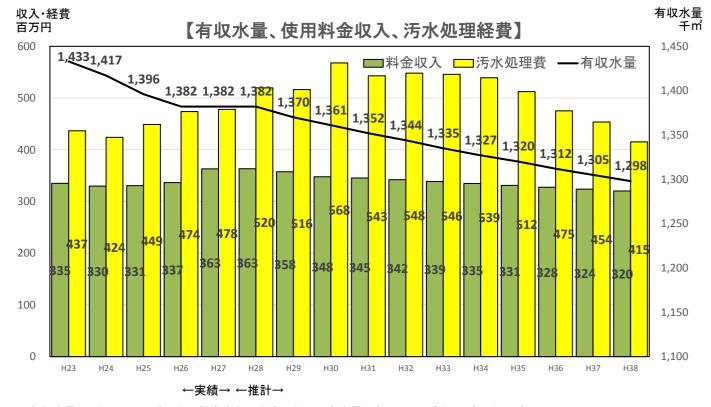


- ◆基準外繰入を含めた繰入総額は、建設投資と起債償還が最大となる平成31年度にピークとなる。
- ◆基準外繰入の割合は、平成30~34年度まで全体の約40%まで拡大するが、それ以降は逓減していく。

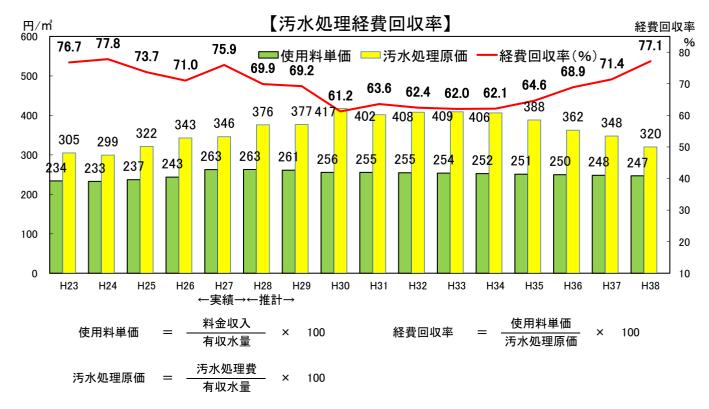


- ◆総収益は、下水道使用料収入と繰入金(雨水処理負担金)の合計である。
- ◆収益的収支比率は、収益により費用と償還金をどの程度賄えているかを表し、黒字を示す100%以上である必要がある。
- ◆費用と償還金を賄う収益が増えているのは、基準外繰入金によるものであり、償還金の逓減とともに収支比率が上昇していく。

6. 汚水処理経費と回収率



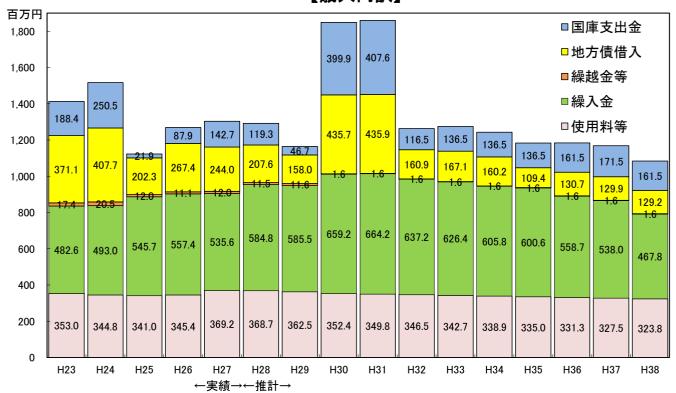
- ◆有収水量は、処理した汚水のうち料金徴収の対象となる調定水量であり、人口減少とともに低下する。
- ◆下水道使用料金収入は、有収水量の減少とともに逓減する。
- ◆汚水処理費は、公費負担を除く料金負担により賄うべきコストであり、汚水処理にかかる資本費と維持管理費を含む。
- ◆汚水処理費が、料金収入を大きく上回っており、料金で経費が十分回収されていないことを示す。



- ◆使用料単価は、有収水量1m³当りの使用料収入金額である。
- ◆汚水処理原価は、有収水量1maたりの汚水処理にかかるコストである。
- ◆経費回収率は、使用料で汚水処理コストをどの程度賄えているかを表す。
- ◆経費回収率が100%を下回っている場合には、経費の抑制を図る一方、使用料の適正化を図る必要があることを示す。
- ◆平成27年度に料金改定(8%引上げ)しているため経費回収率が75.9%に好転している。

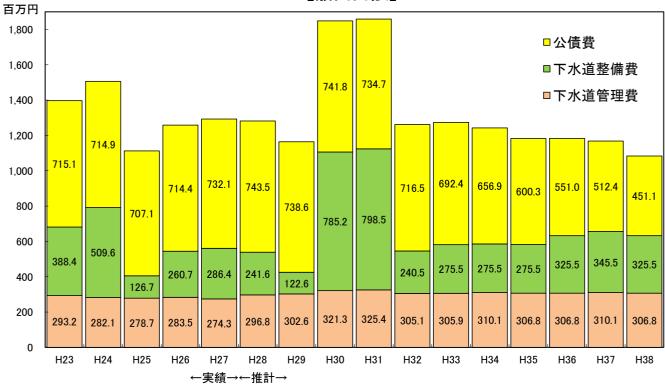
7. 公共下水道事業特別会計歳入歳出内訳

【歳入内訳】



- ◆使用料等の収入は、人口減少の影響を受けながらも家庭用の件数や業務用の水量の減少幅が小さいことから一定水準を保つ。
- ◆繰入金は、各年度とも歳入における最大の収入となっている。
- ◆地方債借入と国庫支出金は、建設改良事業の大きさにほぼ比例する。

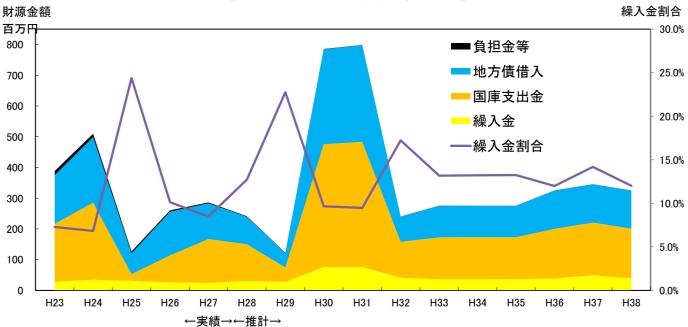
【歳出内訳】



- ◆下水道管理費は、管渠の維持補修管理、処理場の運転管理などの他、事務費、人件費などの固定経費である。
- ◆下水道整備費は、平成30·31年度の汚水処理施設共同整備事業(MICS事業)の実施により最大となる。平成36年度以降、耐用年数を経過した老朽管渠の更新経費を含む。
- ◆公債費は、地方債償還ピークの31年度を過ぎると徐々に縮小する。

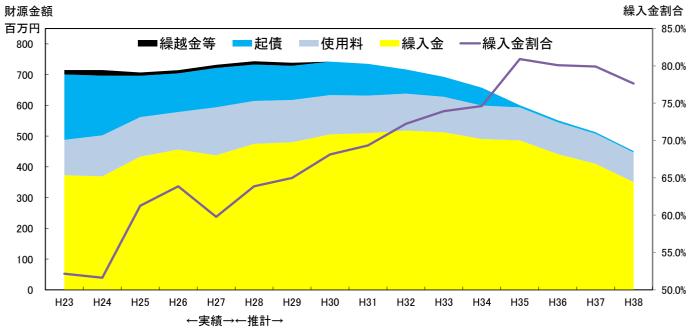
8. 施設整備費と公債費の財源





- ◆事業費が谷間となる平成25年度と29年度は、事業計画策定年度であることから工事費等の事業量が減少する。
- ◆地方債収入、国庫支出金は事業費に応じて増減する。
- ◆繰入金は補助·起債対象外の事務費や人件費のほか、純町費事業を賄う。その割合は、建設事業費に反比例する。
- ◆負担金等は、下水道受益者負担金等であり、管渠の新設終了とともに僅少となる。

【公債費(元利償還金)財源】



- ◆起債は資本費平準化債の発行が平成34年度で終了し、以後、事業債特別措置分のみとなる。
- ◆使用料と借入金が縮小するにつれ、繰入金の割合が上昇する。

白老町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 白老町

 事業
 名
 : 公 共 下 水 道 事 業 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 **画 期** 間 : 平成 29 年度 ∼ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供用開始後年数)	公共:昭和49年度(43年) 特環:平成8年度(21年)	法適(全部適用・一部 適用)/非適の区分	法 非 適 (平成32.4.1法適用予定)	
処理区域内人口密度	公共:21.9人/ha 特環:10.9人/ha	流域下水道等への接続の有無	無し	
処 理 区 数 1 処理区(白老処理区)				
処 理 場 数 1 処理場(白老下水終末処理場)				
人口減少により処理区域の縮小等、下水道計画の見直しを行っており、今後、 広域化・共同化・最適化 実施状況*1				

*1「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系 の 概 要・考 え 方		上 50㎡まで	1,736 1㎡につき 217.08 1㎡につき 293.76	円	
業務用使用料体系の 概 要・考 え 方	基本使用料 8㎡まで 超過使用料 9㎡以」 101㎡以	Ŀ 100㎡まて	2,350 1 m³につき 293.7 1 m³につき 351.0	6 円	
その他の使用料体系の 概 要・考 え 方	_				
条例上の使用料*2 (20 ㎡ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 4,017 平成26年度 4,017 平成27年度 4,341	円 (2	質的な使用料*3 20 ㎡ あたり) 2去3年度分を記載	平成25年度 平成26年度 平成27年度	4,738 円 4,870 円 5,254 円

^{*2} 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

^{*3} 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職	員	数	上下水道課の職員は臨時・嘱託を除き平成28年度は12人で、そのうち下水道事業会計に所属する職員は平成28年度で5人(水道事業会計7人)である。内訳は、損益勘定所属職員3名(主幹2名、主任1名)、資本勘定所属職員2名(主幹1名、主査1名)である。
事 業	運営	組織	平成17年度に庁内組織の機構改革を行い、下水道課と水道課を上下水道課に統合し、2課4係19人体制から1課4グループ17人体制とした。平成28年度の上下水道課職員は12人なので、統合前の19人から7人の削減となった。

(2) 民間活力の活用等

R 問 注 田 の 壮 辺	ア 民間委託(包括的民間 委託を含む)	処理場の管理業務について平成23年度から包括的 民間委託を実施し、処理場の運転管理業務に加え、 必要な消耗品、薬剤、資材及び電力等の調達、機器 の保守管理及び維持修繕を一体的に委託し、民間の ノウハウ活用と直接経費の縮減を図っている。 その他の業務も可能な限り効率的で最適な手法で民 間委託している。			
民間活用の状況	イ 指定管理者制度	処理場の管理業務について包括的民間委託等を実施しており、指定管理者制度による民間活用は行っていない。			
	ウ PPP・PFI	処理場の管理業務について包括的民間委託等を実施しており、PPP・PFIによる民間活用は行っていない。			
資産活用の状況	ア エネルギー利用(下水 熱・下水汚泥・発電等)*4	下水汚泥は、処理場で有機汚泥として脱水処理され、廃棄処分事業者により有機肥料として資源活用されているが、下水熱・発電等のエネルギー利活用は行っていない。			
	イ 土地・施設等利用(未利 用土地・施設の活用等)*5	未利用土地・施設等の利活用は行っていない。			

^{*4「}エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について)(公営企業三課室 長通知)」による経営比較分析表:別紙のとおり

^{*5「}土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

2. 経営の基本方針

下水道は、快適な生活を送るために不可欠な基盤施設であり、安全安心な暮らしを支える重要な社会資本であることから、白老町は、生活環境の改善と海や川の水質保全のため、早くから、公共下水道の整備を行ってきたが、施設の老朽化に伴う改築更新需要が増える一方、人口減少に伴い料金収入が減少していくことが見込まれている。こうした下水道事業を取り巻く経営環境の変化に適切に対応し、将来にわたって持続可能な下水道サービスを提供していくため、次の三点を基本方針とする。

(1)安定した経営を目指す

「雨水公費・汚水私費の原則」による適切な費用負担の下で自立性と経済性を発揮する公営企業として、経営分析による的確な財務状況把握を行い、投資・財源試算による将来予測と徹底した経営の効率化・健全化に取り組み、安定した経営を目指す。

(2)安全安心な暮らしを支える

汚水排除による生活環境の改善、雨水排除による浸水の防除、水環境の水質保全という公共下水道の役割を担い、住民生活に不可欠で重要なライフラインとして、安全で安心な暮らしを支える。

(3) 施設機能を持続可能にする

下水道施設の状況を資産として客観的に把握、評価し、施設の状態を中長期的に予測しながら計画的かつ効率的に管理する「ストックマネジメント」により、適切な維持管理と改築更新を進め、施設機能を維持、保全し持続可能にする。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1)投資・財政計画(収支計画):別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

●投資の目標に関する事項

白老町の人口減少は、今後さらに進むことが見込まれているが、下水道普及率が現在91%を超え、施設整備はほぼ概成している。今後は、老朽化が進む施設の長寿命化を図り、施設の健全度や重要度を考慮した効果的な点検調査を行い、安全性を確保するための適切な維持修繕や改築更新を計画的かつ効率的に行う「ストックマネジメント」による適正な投資を行う。

●管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

- ・ 老朽施設に関する第2期長寿命化計画を策定し(平成28年度4百万円)、その後4~5年ごとに管渠を含めたストックマネジメント計画を策定する。(平成32・37年度合計35百万円)
- ・ ストックマネジメント計画策定の基礎となる管路情報を電子化する(平成30・31年度合計32百万円)。
- ・ ストックマネジメント計画に基づき、耐用年数が50年をさらに経過した老朽管渠の更新整備を行う(平成36年度~50百万円/年)。
- ・ 供用開始から48年が経過したし尿処理施設は、既存の下水処理施設と共同処理を行う汚水処理施設共同整備(MICS)事業として改築する(平成29~31年度合計901百万円)。
- ・ 施設の改築更新費用を抑制し、予算規模を平準化する(平成32年度~3億円/年)。

●防災・安全対策に関する事項

- ・ 不明水浸入対策として、地下水位の高い地区の汚水桝をコンクリート製から塩ビ製へ交換する(3百万円/年)。
- ・ 硫化水素腐食対策として、マンホールポンプからの圧力管で発生する硫化水素による腐食した管渠等を補修する(30百万円/年)。
- ・ 道路陥没対策として、軟弱地盤地区の管路破損による路面陥没を防ぐため管渠等を補修する。(硫化水素対策終了後30百万円/年)。

② 収支計画のうち財源についての説明

●財源の目標に関する事項

・ 建設改良費の補助事業財源は、補助対象事業費の50%または55%を国庫補助金とし、補助裏の9割を起 債収入、残る1割を一般財源(一般会計繰入金等)としている。建設改良事業における一般財源の負担を最小 限に抑えるため、有利な補助・起債事業の活用、事業の評価・検証と創意工夫により、最適な手法による経費 の合理化に努める。

●使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

- ・ 使用料収入について、一般家庭用は、国立人口問題研究所による将来人口推計を基に過去5年間の使用水量の増減率の平均値により推計している。業務用については、過去5年間の調定件数の増減率の平均値により推計している。
- ・ 使用料は、4年に一度見直し、受益者負担、原価主義を基本にした「雨水公費・汚水私費の原則」による適切な費用負担の下で、経費回収率等の経営指標による財務分析を行い、適正妥当な料金設定を検証・検討する。
- ・ 現在の使用料は平成27年度に8%改定(引上げ)しているが、計画の中では使用料率及び消費税率の改定を見込まない収入として積算計上している。

●企業債に関する事項

- ・ 建設改良(施設整備)費の補助事業財源のうち補助裏の9割を企業(地方)債収入としている。
- ・ 資本費平準化債(下水道事業債の償還30年が減価償却45年に不足する期間15年分の元金償還費を起債発行)は、平成28年度以降算定方法が見直され資産の種類に分けて償却期間が算定されたため減額している。なお公共分のみを対象にしているため平成35年度から皆減となる。
- ・ 特別措置分(平成18年に雨水公費負担割合が改められ、従前の既発債の財政措置7割とそれ以降の3割との差額を補填する起債発行)を推計している。

●繰入金に関する事項

・ 一般会計からの繰入金は、「雨水公費・汚水私費の原則」を基本にした財政措置が講じられており、公営企業に係る繰出基準による基準内繰入を行う。併せて、下水道サービスを安定的かつ継続的に供給するため、「公共の福祉を増進する」行政としての役割と責任を果し、資金不足にならないよう財源補填するための基準外繰入を行う。

●その他の財源に関する事項

・ 受益者負担金は、管渠の新設終了とともに布設工事に伴う賦課対象は生じない。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ●民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)
- ・ 処理場等の管理業務は、平成23年度から包括的民間委託を行っており、これを引き続き実施する(162百万円/年)。
- ・ 管渠やマンホールポンプに堆積した汚泥の定期的な清掃、カメラ等による調査点検、補修等を行う(4百万円/年)。
- ・ 計画的な経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に的確に取り組むため、地方公営企業法を適用し、公営企業会計移行に取り組む(平成30~31年度合計38百万円)。

●職員給与費に関する事項

・ MICS事業の推進、ストックマネジメント計画や管路電子化に向けた基礎調査のため、平成29年度より当面の間、資本勘定所属職員1名を増員計上し(4百万円/年)、以後基本的に同額計上する。

●動力費、薬品費、修繕費及び委託費に関する事項

・ 包括的民間委託により処理場管理委託料に含めている。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	今後さらに計画規模の見直しを行い、長期的な視点に立って、処理場等の施設規模、処理能力の縮小(ダウンサイジング、スペックダウン)を検討する。 また、今後下水道の新設は見込めないため、処理区域内外を問わず、合併処理浄化槽のさらなる設置促進を図っていく。			
投資の平準化に関する事項	長寿命化計画やストックマネジメント計画の策定内容に基づき、耐用年数を超える施設や資産の改築更新に要する経費を精査し、単年度の建設改良費を概ね3億円程度に抑制し、各年度の予算規模を平準化する。			
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	国土交通省が進めている検討会の審議や政府の取組み等、民間 活力の活用に関する動向を注視する。			
その他の取組	地方公営企業法の適用により公営企業会計システムを導入し、財 務状況の把握と経営基盤の強化を図るための会計運用体制を整え る。			

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料は、従来どおり4年に一度見直し、受益者負担、原価主義を基本にした「雨水公費・汚水私費の原則」による適切な費用負担の下で、経費回収率等の経営指標による財務分析を行い、適正妥当な料金設定を検証・検討していく。
資産活用による収入増加 の取組について	平成32年度から公営企業会計へ移行することを検討する中で、保有する資産状況を明確に把握し、資産評価から資産活用への可能性を見極める。
その他の取組	下水道使用料の収納率は現年度99%、過年度53%を目標に、水 道料との一元対応による賦課徴収体制により、未納防止対策を強化 する。 一般家庭の水洗便所設置(水洗化)を促進し、下水道接続率(水洗 化率)の向上を図る。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、 指定管理者制度、PPP/PFIなど)	処理場等施設の維持管理業務については、平成23年度から実施している包括的民間委託を継続して行う。 その他の業務においても、可能な限り民間能力の活用を促進し、行政サービスの質的向上、業務の効率化、経費節減につながる最適な手法を検討する。
職員給与費に関する事項	職員の定年退職により担い手が減少する中で、ベテラン職員のノウハウ・技術を組織において円滑に継承するための人材確保・育成を行う。 平成19年度から財政健全化の取組として、職員給与の大幅な削減を実施してきたが、一般会計における公債費の支出が減少に転じ財務改善が見込まれることから、平成29年度より職員給与等の削減率緩和を検討する。
動力費に関する事項	処理場の動力費については、引き続き包括委託料に含めることにより、柔軟な調達による効率性、大口購入による経済性を追求する。
薬品費に関する事項	処理場の薬品費については、引き続き包括委託料に含めることにより、柔軟な調達による効率性、大口購入による経済性を追求する。
修繕費に関する事項	処理場の修繕費については、引き続き包括委託料に含めることにより、保守点検業務との一元対応、民間の創意工夫による効率性を追求する。
委託費に関する事項	処理場の管理費の委託料については、引き続き包括委託の複数年 (5年)契約を行い、行政事務の負担軽減、民間の経験蓄積、常時配 置人員や資機材の効率的配置等によるコスト縮減を追求する。
その他の取組	上下水道BCP(業務継続計画)を基に、大地震や津波等の被災を 想定した復旧訓練を継続的に実施し、災害協定等により他の自治体 や事業者との連携や危機管理体制を強化する。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	本経営戦略を策定後、毎年度進捗管理(モニタリング)を行うとともに、3~5年ごとに見直し(ローリング)を行い、PDCA(Plan:計画、Do:実行、Check:評価、Action:改善)サイクルを働かせる。この場合、「投資・財政計画」の実績との乖離を検証し、新たな取組が具体化した場合等、その内容を追加補正する。本経営戦略を策定後、広く住民・議会に対して、その意義・内容等を公開する。見直し(ローリング)を行った後も同様である。
-------------------------	---

経堂比較分析表

北海道 白老町

100.00

90.00

80 00

70 00

60 00

50 00

40 00

30 00

20 00

10.00

0.00

当該値

亚物值

78. 50

88 62

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd1	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
_		96 97	71 22	4 341

人口 (人)	面積(km²)	人口密度(人/km²)
17, 973	425. 64	42. 23
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km²)	処理区域内人口密度(人/km²)
15, 474	7. 08	2, 185. 59

グラフ凡例

■ 当該団体値(当該値)

類似団体立物値 (立物値)

【】 平成27年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効塞性について

①収益的収支比率

5 経費回収率 ⑥汚水処理原価

①については、100%を下回っており、人口 減少等により使用水量も年々減少していること から料金収入の増収が見込めない状況にある。

①、⑤、⑥において地方債償還金の影響が大 きく 平成31年度にピークを迎え以降償還金額 は減少傾向になる見诵しであるが、料金収入の 減収も予測されるため、費用及び使用量の推移 について検討することが必要である。

40企業債残高対事業規模比率

本町は、早くから下水道事業に取り組んでき たこともあり、数値については類似団体を大き く上回る状況にあり、平成27年度においても改 善傾向は認められるものの依然平均値を上回る 結里とかった

⑦施設利用率

①と同様に人口減少等に伴う使用水量の減少 が見られ、類似団体平均値及び全国平均値を下 回っている状況にある。

⑧水洗化率

本町において、現在新たな下水道の整備はし ておらず、処理区域内人口の減少により数値に 影響が生じていると考えられる。

2. 老朽化の状況について

③管渠改善率

全体総括

けた取組を推進する。

類似団体平均値と同程度の水準で推移してい るが、改善ペースは低い状況にある。

硫化水素や地盤沈下による管渠の劣化に伴う 補修工事を計画的に進めており、今後もカメラ 調査等により適宜修繕や清掃を適切な段階で実 施していく。

平成27年度に下水道使用料を平均8%増の料

金改定を行い、収益的収支比率や経費回収率は

改善が図られると考えられたが、地方債償還金

の影響が大きく、大きく改善される傾向ではな

い状況である。平成31年度をピークに地方債償

還金は減少傾向にあるものの、人口減少等によ

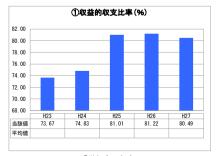
る使用水量の減少や管の更新に伴う費用の増大

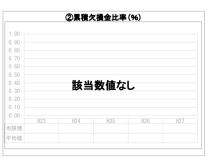
が見込まれるため、計画的・効率的な業務の執

行を図るとともに、経営状況を注視しながら、

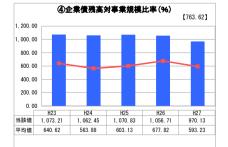
料金改定を検討するなど、経営指標の改善に向

1. 経堂の健全性・効塞性









「債務残高」

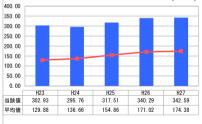
「単年度の収支」

⑤経費回収率(%)

「累積欠損」

「支払能力」

⑥汚水処理原価(円) [139.70]







「料金水準の適切性」

74. 73

81 81

71.65

78 51

H24

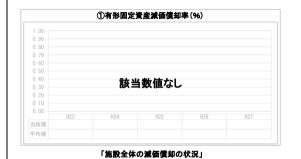
79.88

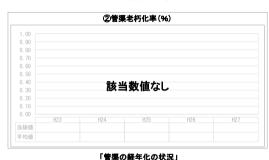
92 20

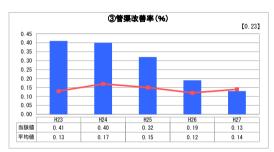
「費用の効率性」

「施設の効率性」

2. 老朽化の状況







「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

[98.53]

76. 85

86 48

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

経営比較分析表

北海道 白老町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
_		4.40	100.00	4 341

人口(人)	面積(km²)	人口密度(人/km²)
17, 973	425. 64	42. 23
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km²)	処理区域内人口密度(人/km²)
783	0. 72	1, 087. 50

グラフ凡例

■ 当該団体値(当該値)

一 類似団体平均値(平均値)

【】 平成27年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率

5経費回収率

⑥汚水処理原価

①については、100%を下回っており、人口減少等により使用水量も年々減少していることから料金収入の増収が見込めない状況にある。

①、⑤、⑥において地方債償還金の影響が大きく、平成31年度にピークを迎え以降償還金額は減少傾向になる見通しであるが、對果及び使用量の推移について検討することが必要である。

40企業債残高対事業規模比率

2. 老朽化の状況について

本町は、早くから下水道事業に取り組んできたこともあり、数値については類似団体を大きく上回る状況にあったが、年々減少傾向になっている。

8水洗化率

全体総括

向けた取組も推進する。

本町において、現在新たな下水道の整備はしておらず、新たに水洗化した家庭や企業がみられたことのほかに、処理区域内人口の減少により数値に影響が生じていると考えられる。

平成27年度に下水道使用料を平均8%増の料

金改定を行い、収益的収支比率や経費回収率は

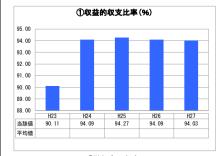
改善が図られると考えられたが、地方債償還金

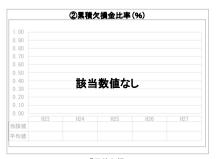
の影響が大きく、大きく改善される傾向ではない状況である。現在、更新している管渠延長は

ないものの、今後更新の必要があり、計画に基

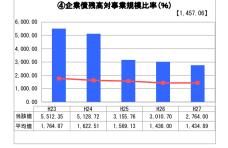
づき適正に執行するとともに経営指標の改善に

1 経堂の健全性・効塞性







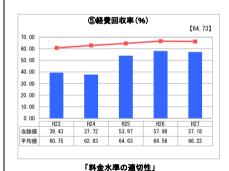


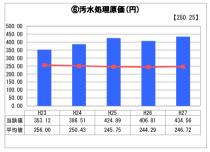
「単年度の収支」

「累積欠損」

「支払能力」

「債務残高」









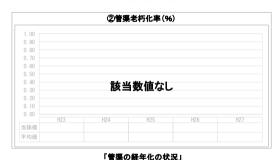
「費用の効率性」

「施設の効率性」

「使用料対象の捕捉」

2. 老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率(%) 1.00 0.90 0.90 0.90 0.50 0.40 0.50 0.40 0.30 0.20 0.10 0.00 H23 H24 H25 H26 H27 「施設全体の減価償却の状況」





「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

- ※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
- ※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

【公共下水道事業】

			<i>F</i>	07 <i>F</i> = 1	00 F G		1			1	1	ı	· ·	(平位	:十円,%)
		:	年 度	27年度	28年度 「決 算)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
		区 分		(決算)	見込	20 1 /2	00 1 12	0.112	32 7 (2	00 1 12	0.112	30 1 (2	00 1 12	07 172	30 1 /2
		1 総	収 益 (A)	756,100	796,737	795,028	811,940	814,539	815,814	812,611	795,664	781,429	731,206	695,302	639,846
	l [(1) 営	業 収 益(B)	514,162	547,426	539,519	544,190	550,500	546,472	541,864	530,317	509,139	478,377	451,378	426,447
	収	ア	料 金 収 入	350,491	350,015	344,401	335,073	332,775	329,666	326,231	322,680	319,106	315,546	312,020	308,532
	益的	イ	受 託 工 事 収 益(C)												
	収	ウ	そ の 他	163,671	197,411	195,118	209,117	217,725	216,806	215,633	207,637	190,033	162,831	139,358	117,915
収	入	(2) 営	業 外 収 益	241,938	249,311	255,509	267,750	264,039	269,342	270,747	265,347	272,290	252,829	243,924	213,399
١,,		ア	他会計繰入金	241,292	248,664	254,189	266,430	262,719	268,022	269,427	264,027	270,970	251,509	242,604	212,079
益		1	そ の 他	646	647	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320
的		2 総	費 用 (D)	417,154	437,819	423,944	430,892	423,908	392,121	381,916	374,238	342,033	320,738	307,041	294,281
נים		(1) 営	業 費 用	270,116	301,837	297,448	316,436	320,549	300,401	301,373	305,333	283,586	271,052	264,329	257,278
収	収	ア	職員給与費	21,677	26,397	23,671	23,671	26,806	23,671	23,671	26,806	23,671	23,671	26,806	23,671
	益		うち退職手当	2,432	5,852	2,532	2,557	5,883	2,609	2,635	5,961	2,688	2,715	6,042	2,769
支	的	イ	そ の 他	250,871	275,440	273,777	292,765	293,743	276,730	277,702	278,527	259,915	247,381	237,523	233,607
	支	(2) 営	業外費用	147,038	135,982	126,496	114,456	103,359	91,720	80,543	68,905	58,447	49,686	42,712	37,003
	出	ア		146,386	135,329	125,114	113,074	101,977	90,338	79,161	67,523	57,065	48,304	41,330	35,621
			うち 一 時 借 入 金 利 息	55	53	400	200	200	200	200	200	200	200	200	200
		イ	そ の 他	652	653	1,382	1,382	1,382	1,382	1,382	1,382	1,382	1,382	1,382	1,382
			支 差 引 (A)-(D) (E)	338,946	358,918	371,084	381,048	390,631	423,693	430,695	421,426	439,396	410,468	388,261	345,565
		1 資	本 的 収 入(F)	469,964	416,429	291,224	969,081	976,760	379,218	394,219	380,365	317,815	360,711	376,150	351,121
		(1) 地	方 債	244,000	207,600	158,000	435,700	435,900	160,900	167,100	160,200	109,400	130,700	129,900	129,200
	資		ち 資 本 費 平 準 化 債	115,900	106,900	100,200	98,200	93,100	69,500	56,000	49,800				
	本	(2) 他	会計 補助金		87,842	85,312	132,608	132,586	101,152	90,029	83,197	71,494	68,122	74,385	60,075
資	的	(3) 他	会計 借入金												
只	収	(4) 固	定資産売却代金												
本	^	(5) 国	(都道府県)補助金		119,293	46,700		407,550	116,500	136,500	136,500	136,500	161,500	171,500	161,500
		(6) I	事 負 担 金	,	1,656	1,072	743	594	536	460	338	291	259	235	216
的		(7) そ	の他		38	140		130	130	130	130		130	130	130
		2 資	本 的 支 出(G)	808,729	786,099	672,308		1,367,391	802,911	824,914	801,791	757,211	771,179	764,411	696,686
収	資	(1) 建	設 改良費		241,566	122,581	785,224	798,500	240,500	275,500	275,500	275,500	325,500	345,500	325,500
支	本的		うち職員給与費		17,651	21,794	21,794	21,794	21,794	21,794	21,794	21,794	21,794	21,794	21,794
^		(2) 地	方 債 償 還 金(H)	522,300	544,533	549,727	564,905	568,891	562,411	549,414	526,291	481,711	445,679	418,911	371,186
	支		会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
	出	(4) 他	会計への繰出金												
		(5) そ	の他												
		3 収:	支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 338,765	△ 369,670	△ 381,084	△ 381,048	△ 390,631	△ 423,693	△ 430,695	△ 421,426	△ 439,396	△ 410,468	△ 388,261	△ 345,565

【公共下水道事業】

											(平四	<u>: 十円,%)</u>
年 度	27年度	28年度 (決 算)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
区分	(決算)	(決 算) 見 込										
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	181	△ 10,752	Δ 10,000									
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	10,571	10,752										
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	10,752		△ 10,000									
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)												
実 質 収 支黒 字(P)	10,752											
(N)-(O) 赤 字 (Q)			10,000									
赤字 比 率 ((Q) (B)-(C) ×100)												
収益的収支比率((A) ×100)	80.5	81.1	81.7	81.5	82.0	85.5	87.3	88.4	94.9	95.4	95.8	96.1
地方財政法施行令第16条第1項により算定した (R) 資 金 の 不 足 額												
営業収益一受託工事収益 (B)-(C) (S)	514,162	547,426	539,519	544,190	550,500	546,472	541,864	530,317	509,139	478,377	451,378	426,447
地 方 財 政 法 に よ る ((R)/(S)×100) 資 金 不 足 の 比 率												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	6,720,604	6,383,672	5,991,945	5,862,740	5,729,749	5,328,238	4,945,924	4,579,833	4,207,522	3,892,543		
〇他会計繰入金	1 -		· •	•	-	,	•		,	· •	(単	单位:千円)
年 度	27年度	28年度										
区分	(決算)	(決 算) 見 込	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支分_	401,228	442,341	445,402	471,721	476,689	481,143	481,444	468,116	457,520	410,922	378,604	326,694
うち 基 準 内 繰 入 金	286,314	288,822	287,630	284,900	276,556	273,895	273,728	264,136	266,041	247,836	236,682	212,737
うち基準外繰入金	114,914	153,519	157,772	186,821	200,133	207,248	207,716	203,980	191,479	163,086	141,922	113,957
資本的収支分	80,321	87,842	85,312	132,608	132,586	101,152	90,029	83,197	71,494	68,122	74,385	60,075
うち基準内繰入金	56,035	57,093	57,443	56,857	56,860	59,718	53,719	46,765	35,015	29,111	25,350	21,021
うち基準外繰入金	24,286	30,749	27,869	75,751	75,726	41,434	36,310	36,432	36,479	39,011	49,035	39,054
合 計	481,549	530,183	530,714	604,329	609,275	582,294	571,472	551,312	529,013	479,044	452,989	386,769

【特定環境保全公共下水道事業】

_															(푸[]	<u>: 十円,%)</u>
		区分	年	度	27年度 (決算)	28年度 (決 算) 見 込	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
		1 総	収	益 (A)	62,716	63,900	63,906	63,494	63,424	63,179	62,963	62,298	79.145	87,055	92,745	88,731
	•	(1) 営	 業 収	益 (B)	17,766	18,541	18,339	17,984	17,897	17,779	17.648	17,437	17,151	16,564	16,057	15,173
	収	ア		入	12,555	13,309	13,095	12,740	12,653	12,535	12,404	12,269	12,133	11,998	11.864	11,731
	益	1	受 託 工 事 収		,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,
	的収	ウ		他	5,211	5,232	5,244	5,244	5,244	5,244	5,244	5,168	5,018	4,566	4,193	3,442
収	入	(2) 営	業 外 収		44,950	45,359	45,567	45,510	45,527	45,400	45,315	44,861	61,994	70,491	76,688	73,558
	<u></u>	ア	他 会 計 繰	入 金	44,866	45,274	45,395	45,338	45,355	45,228	45,143	44,689	61,822	70,319	76,516	73,386
益		イ	その	他	84	85	172	172	172	172	172	172	172	172	172	172
6/5		2 総	費	用 (D)	20,043	19,926	18,748	17,238	16,039	14,636	13,229	12,103	29,245	40,526	49,434	52,212
的	•	(1) 営	業費	用	3,197	4,201	4,081	3,758	3,779	3,627	3,505	3,695	22,142	34,676	44,699	48,450
収	収	ア	職 員 給	与 費	974	1,390	1,246	1,246	1,411	1,246	1,246	1,411	1,246	1,246	1,411	1,246
	益		うち退職	手 当												
支	的	イ	その	他	2,223	2,811	2,835	2,512	2,368	2,381	2,259	2,284	20,896	33,430	43,288	47,204
	支	(2) 営	業外費	用	16,846	15,725	14,667	13,480	12,260	11,009	9,724	8,408	7,103	5,850	4,735	3,762
	出	ア	支 払 利	息	16,761	15,640	14,487	13,300	12,080	10,829	9,544	8,228	6,923	5,670	4,555	3,582
			うち 一 時 借 入	、金 利 息												
		イ		他	85	85	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180
		3 収:	支 差 引 (A)-([) (E)	42,673	43,974	45,158	46,256	47,385	48,543	49,734	50,195	49,900	46,529	43,311	36,519
		1 資	本 的 収	入 (F)	3,981	4,066	4,153	4,242	4,332	4,425	4,520	4,617	4,716	4,817	4,298	4,190
		(1) 地	方	債												
	資		ち 資 本 費 平 準													
	本	(2) 他		助 金	3,981	4,066	4,153	4,242	4,332	4,425	4,520	4,617	4,716	4,817	4,298	4,190
資	的	(3) 他	会 計 借	入 金												
只	収	(4) 固	定 資 産 売 却	代 金												
本	^	(5) 国	(都道府県) 社													
		(6) エ	事 負 担													
的		(7) そ	<i>o</i>	他												
ıl o		2 資	本 的 支	出 (G)	46,654	48,040	49,311	50,498	51,717	52,968	54,254	54,812	54,616	51,346	47,609	40,709
収	資	(1) 建	設 改 良													
支	本			哈 与 費												
^	的	(2) 地	方 債 償 還	金 (H)	46,654	48,040	49,311	50,498	51,717	52,968	54,254	54,812	54,616	51,346	47,609	40,709
	支			返 還 金												
	出	(4) 他	会計への繰	出金												
		(5) そ	0	他												
		3 収:	支 差 引 (F)-(C	G) (I)	△ 42,673	△ 43,974	△ 45,158	△ 46,256	△ 47,385	△ 48,543	△ 49,734	△ 50,195	△ 49,900	△ 46,529	△ 43,311	△ 36,519

【特定環境保全公共下水道事業】

											(甲四:	:十円,%)
区 分	27年度 (決算)	28年度 (決 算) 見 込	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
	(沃 异 /	し見 込」										
収 支 再 差 引 (E)+(I)	(J)											
積 立 金	(K)											
前年度からの繰越金	(L)											
前年度繰上充用金	(M)											
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M)												
翌年度へ繰り越すべき財源												
実質収支黒 字												
(N)-(O) 赤 字	(Q)											
赤字 比率 ((Q) ×100)											
収益的収支比率((A) (D)+(H) ×100		94.0	93.9	93.7	93.6	93.5	93.3	93.1	94.4	94.8	95.6	95.5
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額												
営業収益一受託工事収益 (B)-(C)	(S) 17,766	18,541	18,339	17,984	17,897	17,779	17,648	17,437	17,151	16,564	16,057	15,173
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×	00)											
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額	(T)											
健全化法施行規則第6条に規定する	(U)											
解 消 可 能 資 金 不 足 額 健全化法施行令第17条により算定した												
事業の規模	(V)											
健全化法第22条により算定した ((T)/(V)× 資 金 不 足 比 率												
他会計借入金残高	(W)											
地 方 債 残 高	(X) 710,731	662,691	613,380	562,882	511,165	458,197	403,943	349,131	294,515	243,169	195,560	
〇他会計繰入金				·		,			T	•	(単	<u> </u>
年 度	27年度	28年度										
区 分	(決算)	〔決 算〕	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 益 的 収 支 分	50,072	+	50,639	50,582	50,599	50,473	50,387	49,857	66,840	74,885	80,709	76,828
うち 基 準 内 繰 入			50,639	50,582	50,599	50,473		49,857	66,840		80,709	76,828
うち 基 準 外 繰 入												
資 本 的 収 支 分	3,981	4,066	4,153	4,242	4,332	4,425	4,520	4,617	4,716	4,817	4,298	4,190
うち 基 準 内 繰 入	金 3,981	4,066	4,153	4,242	4,332	4,425	4,520	4,617	4,716	4,817	4,298	4,190
うち 基 準 外 繰 入	金											
合 計	54,053	54,573	54,792	54,824	54,931	54,898	54,907	54,474	71,556	79,702	85,007	81,018

【合計】

(単位:千円,%)

	_																	:十円,%)
		区分			年 ——	度	27年度 (決算)	28年度 (決 算) 見 込	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
		1 総		収		益 (A)	819,025	860.637	858.934	875,434	877,963	878,993	875,574	857.962	860.574	818,261	788.047	728,577
		(1) 営	ı		収	益 (B)	532,137	565,967	557,858	562,174	568,397	564,251	559,512	547,754	526,290	494,941	467,435	441,620
	収		ア料	金		収入	363,046	363,324	357,496	347,813	345,428	342,201	338,635	334,949	331,239	327,544	323,884	320,263
	益		イ・受	託エ	事	収 益 (C)	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,
	的収		ウ そ		の	他	169,091	202,643	200,362	214,361	222,969	222,050	220,877	212,805	195,051	167,397	143,551	121,357
収	入	(2) 営	ı	業	<u>ላ</u>	収 益	286,888	294,670	301,076	313,260	309,566	314,742	316,062	310,208	334,284	323,320	320,612	286,957
l			アー他	会 i	計 繰	: 入 金	286,158	293,938	299,584	311,768	308,074	313,250	314,570	308,716	332,792	321,828	319,120	285,465
益			イそ		の	他	730	732	1,492	1,492	1,492	1,492	1,492	1,492	1,492	1,492	1,492	1,492
的		2 総		費		用 (D)	437,406	447,745	442,692	448,130	439,947	406,757	395,145	386,341	371,278	361,264	356,475	346,493
μŋ		(1) 営		業	費		273,522	296,038	301,529	320,194	324,328	304,028	304,878	309,028	305,728	305,728	309,028	305,728
収	収		ア職	員	給	与 費	22,651	27,787	24,917	24,917	28,217	24,917	24,917	28,217	24,917	24,917	28,217	24,917
	益			うち	退	職 手 当	2,432	5,852	2,532	2,557	5,883	2,609	2,635	5,961	2,688	2,715	6,042	2,769
支	的		イそ		の	他	250,871	268,251	276,612	295,277	296,111	279,111	279,961	280,811	280,811	280,811	280,811	280,811
	支出	(2) 営			<u> </u>	費用	163,884	151,707	141,163	127,936	115,619	102,729	90,267	77,313	65,550	55,536	47,447	40,765
	田		ア支	払		利 息	163,147	150,969	139,601	126,374	114,057	101,167	88,705	75,751	63,988	53,974	45,885	39,203
				うち -		入金利息	55	53	400	200	200	200	200	200	200	200	200	200
			イ そ		の	他	737	738	1,562	1,562	1,562	1,562	1,562	1,562	1,562	1,562	1,562	1,562
				引)-(D) (E)	381,619	412,892	416,242	427,304	438,016	472,236	480,429	471,621	489,296	456,997	431,572	382,084
		1 資		本 的	収		473,945	420,495	295,377	973,323	981,092	383,643	398,739	384,982	322,531	365,528	380,448	355,311
		(1) 地			<u></u>		244,000	207,600	158,000	435,700	435,900	160,900	167,100	160,200	109,400	130,700	129,900	129,200
	資	う		資本費		準 化 債	115,900	106,900	100,200	98,200	93,100	69,500	56,000	49,800				
	本	(2) 他			補	助 金	84,302	91,908	89,465	136,850	136,918	105,577	94,549	87,814	76,210	72,939	78,683	64,265
資	的四	(3) 他			借	入金												
	収入	(4) 固		<u>資産</u>		却代金	440745	110.000	40.700	222.222	407.550	110 500	100 500	100 500	100 500	101 500	474 500	101 500
本		(5) 国			<u>県)</u>	補助金担金	142,745	119,293	46,700	399,900	407,550	116,500	136,500	136,500	136,500	161,500	171,500	161,500
的		(6) エ (7) そ			<u>負</u> の	<u>担</u> 金 他	2,212	1,656	1,072	743 130	594 130	536 130	460 130	338	291	259 130	235 130	216
נם		<u>(7)</u> て 2 資			<u>ク</u> 支		686	38	140			855,879		130		822,525		130
収		(1) 建			<u>又</u> 次	良 費	855,383 286,429	834,139 241,566	721,619 122,581	1,400,627 785,224	1,419,108 798,500	240,500	879,168 275,500	856,603 275,500	811,827 275,500	325,500	812,020 345,500	737,395 325,500
	資		:	うち	<u>双</u> 職 員		17,498	17,651	21,794	21,794	21,794	21,794	21,794	21,794	21,794	21,794	21,794	21,794
支	本的	(2) 地	方	ノ <u>-</u> ク_ 債		<u>和 チ 貝</u> 還 金(H)	568,954	592,573	599,038	615,403	620,608	615,379	603,668	581,103	536,327	497,025	466,520	411,895
	支	(3) 他				金返還金	500,554	002,070	000,000	010,400	020,000	010,078	000,000	301,103	000,027	407,020	400,020	411,033
	出	(4) 他		計っ		<u> </u>												
		(5) そ			D	<u>除 田 並</u> 他												
			支 差				△ 381 438	△ 413 644	△ 426 242	△ 427 304	△ 438 016	△ 472 236	△ 480 429	△ 471 621	△ 489 296	△ 456,997	△ 431 572	△ 382 084
ш		- '1^	~ ~	٠.	(1)	(1)	331,130	,0,0 17	0,2 12				100, 120		50,200	00,007	01,072	002,007

【合計】

												(里12)	十円,%)
E //	年 度 	27年度	28年度 (決 算)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
区分		(決算)	見 込										
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	181	△ 752	Δ 10,000									
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	10,571	10,752	10,000									
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	10,752	10,000										
翌年度へ繰り越	i す べ き 財 源(O)												
実 質 収 支黒	字 (P)	10,752	10,000										
(N)-(O) 赤	字 (Q)												
赤字比率((Q) (B)-(C) ×100)												
収益的収支比率((A) (D)+(H) × 100)	81.4	82.7	82.5	82.3	82.8	86.0	87.7	88.7	94.8	95.3	95.8	96.1
地方財政法施行令第16条 資 金 の	1、 足 領												
営業収益一受託工		532,137	565,967	557,858	562,174	568,397	564,251	559,512	547,754	526,290	494,941	467,435	441,620
地 方 財 政 法 に よ 資 金 不 足 の 比													
健全化法施行令第16条に 資 金 の 不	より算定した 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条 解 消 可 能 資 金	:に規定する (II)												
健全化法施行令第17条に 事業の													
健全化法第22条により算定 資 金 不 足 比	した 率 ((T)/(V)×100)												
	金 残 高 (W)												
地 方 債	残 高 (X)	7,431,335	7,046,363	6,605,325	6,425,622	6,240,914	5,786,435	5,349,867	4,928,964	4,502,037	4,135,712	3,799,092	3,516,397
〇他会計繰入金												(単	位:千円)
	年 度	27年度	28年度										
区分		(決算)	〔決 算〕 見 込〕	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支分	_	451,300	492,847	496,041	522,303	527,288	531,615	531,831	517,973	524,360	485,807	459,313	403,522
	ち 基 準 内 繰 入 金	336,386	339,328	338,269	335,482	327,155	324,367	324,115	313,993	332,881	322,721	317,391	289,565
	ち基準外繰入金	114,914	153,519	157,772	186,821	200,133	207,248	207,716	203,980	191,479	163,086	141,922	113,957
資本的収支分		84,302	91,908	89,465	136,850	136,918	105,577	94,549	87,814	76,210	72,939	78,683	64,265
	ち 基 準 内 繰 入 金	60,016	61,159	61,596	61,099	61,192	64,143	58,239	51,382	39,731	33,928	29,648	25,211
<u>5</u>	ち 基 準 外 繰 入 金	24,286	30,749	27,869	75,751	75,726	41,434	36,310	36,432	36,479	39,011	49,035	39,054
合 計		535,602	584,756	585,506	659,153	664,206	637,192	626,380	605,786	600,570	558,746	537,996	467,787